

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 8月号

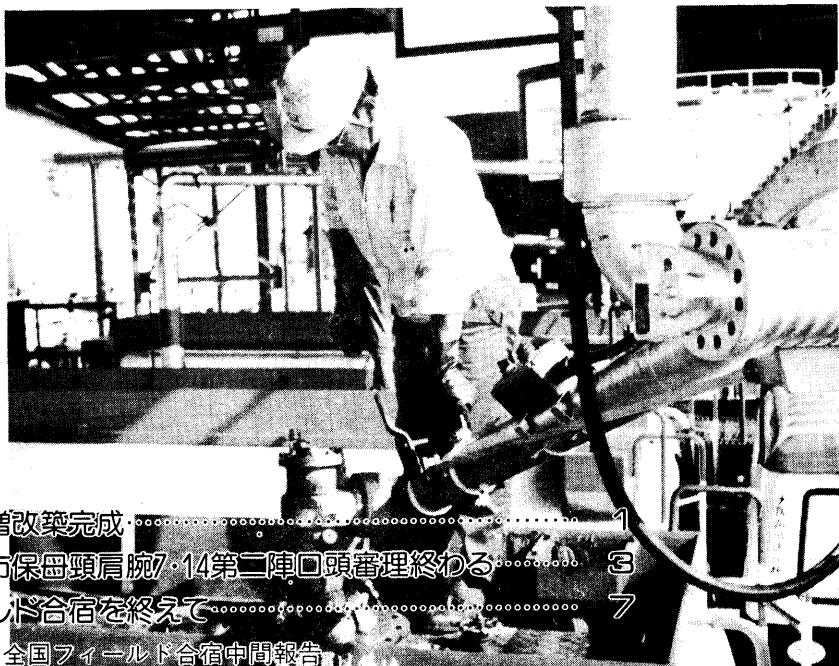
(通巻第112号)

関西労働者安全センター 1983.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 松浦診療所増改築完成.....
 - 【焦点】大阪市保母頸肩腕7・14第二陣回頭審理終わる.....
 - 開西フィールド合宿を終えて.....
- 全国フィールド合宿中間報告
- 前線から(ニュース)..... 8
 - 針灸治療制限問題..... 15
 - うちの組合..... 16

☆全港湾大阪支部大阪石油分会

7月の新聞記事から／14 夏期カンバのお願い／18 写真／大阪石油作業風景

松浦診療所増改築 完成！

今、大切なのは 攻めるのこと

——松浦良和所長に聞く——

診療所も設立以来七年になりますが、今回増改築に際して感想を一言。

長いようで短かかった、というのが実感です。設立当初は果してやつていけるものやらどうやら不安でいっぱいでしたが、その頃は私も若く（髪の毛もたくさんありましたよ）元気もありましたし、そのうえ多くの仲間にささえられていましたから

増改築の動機はどのようなものだつたのでしょうか。

一口に七年間といつても、その間にはいろいろな出来事があり何を語るのだと思います。

先にもふれましたが、私たちの医療運動も出発して七年になるわけ

ですが、その間には七九年の増築をはじめ、新しい設備・機器の設置など、その都度必要に応じて充実をはかつてきました。その「必要」ということについてですが、それはあくまでも私たちの運動を展開していくうえでの「必要」であって、一般的な医療設備の充実をはかるうとするものではありません。とりわけ今回の増築の主な目的として、分析・診断部門の充実をあげることができます。現在でも多くの問題をかかえている職場の健康管理や予防という課題にどうとりくんでいくか



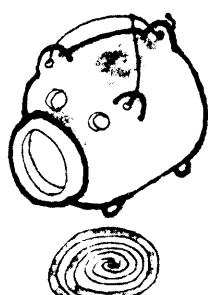
増築で診療所の機能・設備もかなり充実したようですが、その特徴はどんなところにありますか。

主なものをあげれば次の四点になります。第一に、二診体制になつたこと。これは、これまで患者さんの待ち時間が二時間にも及ぶことがめずらしくなく、この点を解消するとともに、内科とあわせて皮膚科、整形外科、神経科(予定)を第二診療室で行なう予定です。第二に、運動療法があります。これは以前から行なつたが、診療所内には設備がなく西九条にある設備をかりてやつっていました。この運動療法は、職場復帰といふ労災の治療には欠かせないものであり、それが診療所内で可能になつたわけですから非常に便利になつたといえます。第三に、検査機能の充実をあげることができます。胃カメラ等の設置によつて人

間ドックに必要な検査はすべてできるようになりました。そして第四に歯科の開設。これは以前から全日診療への強い希望があり、徐々に拡大していく予定です。

では最後に、今後の診療所の方針について若干お願いします。

えませんが、しかし一方では、七年間ドックに必要な検査はすべてできる前七人の職員で出発したときから考えると、それなりに力を發揮できるようになつたと自負もしています。まあ、とにかくこれまでの教訓をふまえ一歩一歩前向きに歩いていきます。



大阪市保母頸肩腕

7.14第二陣口頭審理終る

・あまりに不見識な 基金支部……

七月一四日、地方公務員災害補償基金大阪市支部審査会において、大阪市職民生局支部の保母四名の頸肩腕障害の審査請求についての口頭審理が東区天満橋のO.M.Mビルにおいて開催された。先の公務災害の集團申請の結果、一五名のうち六名は認定されたものの八名が公務外（一名は調査中）とされ審査請求の闘争に入っているもので、既に二名については口頭審理が終わり、この日は第二陣に当るものであった。第一次には医学専門家の立場として西淀病院の田尻医師が補佐人として出席したが、今回は松浦診療所の松浦医師が民生局支部の役員とともに補佐人出席した。今月号では四名の審査請求闘争にあたって共通すると思われる争点について概略を示してみたい。

基金が公務外と判定した理由はその「弁明書」の中において展開されている。全体としては木で鼻をくくつたような話で腹立たしいが、頸肩

七月一四日、地方公務員災害補償基金大阪市支部審査会において、大阪市職民生局支部の保母四名の頸肩腕障害の審査請求についての口頭審理が東区天満橋のO.M.Mビルにおいて開催された。先の公務災害の集團申請の結果、一五名のうち六名は認定されたものの八名が公務外（一名は調査中）とされ審査請求の闘争に入っているもので、既に二名については口頭審理が終わり、この日は第二陣に当るものであった。第一次には医学専門家の立場として西淀病院の田尻医師が補佐人として出席したが、今回は松浦診療所の松浦医師が民生局支部の役員とともに補佐人出席した。今月号では四名の審査請求闘争にあたって共通すると思われる争点について概略を示してみたい。

保母配置についての国の基準は昭和二三年に決められた「児童福祉施設最低基準」が現在そのまま生きているが、これはおよそ前時代的なものであり、その後実際に保育所を設置運営する自治体は独自の基準を設置しており、それに加えて「障害児一等についての加配を行っているこ

重性を具体的にいくつか示している。第一には、いわゆる厚生省基準に定められている保母の配置であり、第二に同基準による保育室の面積、第三に労基法六一条の女子の時間外労働規則、第四にその他保母との相対的過重性と、ほぼこの四点である。そして、公務外とされた被災者の場合は必ず何らかの素因が示されている。

保母配置について

とは常識であるにもかかわらず、職業病認定という段になるとこの国基準がもち出されていることは全く根拠がないと言わざるを得ない。また、国基準を大幅に上回る大阪市基準でさえ、これは職業病の発生という観点から定められたものでなく、実際に多くの頸肩腕障害の発生が明らかになっているのである。基金の論理は極めて便宜的である。申請人が大阪市基準の配置状況にあつた場合は、「市基準は満たしているので問題ない」とい、「障害児」のクラス編成等に加配が対応できていない場合には「全体としては国基準を満たしているので問題なし」と論理を変更

している。これらは単に審査会のみの問題としてではなく、大阪市当局の基本的立場の問題としてケジメが決してある。さらに、配置基準を満たしているといつても単なる頭数のたし算のみで判断しているのはいかにも不合理である。クラス担任の構成によって相手方が妊娠であつたり、

時間内通院中である場合、また代替が入ったにしてもパートやアルバイトと際には実質的な労働量は決して同じにならない点も加重性を考える上では大きい問題である。また、子供によつては相対的に手のかかる場合もあり、この場合、保母一人が少數の子供にかかりきりとなつて他の保母があと全部を担当することも多い。数えあげればきりがないが、実質的に配置基準を下回る状況はどの保育所にも存在しているのであり、今回審査請求に及んだ四人についても全てこういう状態を経験しているのである。今後とりくみを強めるこ

保育面積について

保育面積と頸肩腕障害の発生の関係は特に明らかなものではないが、保育する実面積が基準以下だという被災者に対して、基金大阪市支部は先にあげた国基準を援用して「壁心より測定した面積は基準を満しているので問題はない」と訴えを一し合もあり、この場合、保母一人が少數の子供にかかりきりとなつて他の保母があと全部を担当することも多い。数えあげればきりがないが、実質的に配置基準を下回る状況はどの保育所にも存在しているのであり、今回審査請求に及んだ四人についても全てこういう状態を経験しているのである。今後とりくみを強めるこ

とにより、実質的に一人の保母がどの程度の子供を担当しているのかと、いうところまで、基金に判断させるようにする必要がある。

どれだけ多くの余分な負担をしてい
るかに焦点をあてるべきであろう。厚生省でさえ先の基準とは別に昭和
五一年に補助基準を設け従前の考え方を前進させていることや、地公災
基金本部も昭和四九年段階で既に、面積は実際に保育を行うことのできる
スペースであること、そして「基
準の保育面積が不足または多目的に
一室が使用されている場合公務上認
定する」旨の見解を示しており、そ
の意味でも基金大阪市支部の議論な
実態からかけ離れたものといえる。

時間外労働…

…について

労働過重性を判断する際の時間外
労働の評価について基金支部は二つ
の基準を示している。一つは労働基
準法六一条の規制、つまり、一日二
時間、一週六時間、年間一五〇時間
を超えるか否かであり、他は大阪市

民生局保母全体平均との比較である。
この場合前提として押えておかねば
ならないのは、超勤時間が正確に記
録されているかであるが、この場合
決してそうではない。つまり、超勤
は予め予算が組まれており、その枠
で各保育所ごとに記録しているので
極めて限られた部分のみが表面上に現
れるだけで、カリキュラム、月案、
週案等の作成やそのための会議等の大
半は奉仕となっているのが現実で
ある。また、日常化している持ち帰
りの仕事が記録されないのは当然で
ある。仮にこれらを正確に反映すれば、あらゆる項目で偉反は日常化し
ており、少しでも行事が重なれば特
にそれが著しい。このように実態を
反映しない記録のみが判断の基準に
なっていること自体が不自然である。
また、今回審査請求している一被災
者は、被災前の年度に一五五時間の
超勤が記録されており、労基法規制

度以前は資料がなく不明であるが、
・・・と故意に無視するに至っては
何をやいわんかであろう。

…について

素因の問題…

…について

公務外であると認定された被災者
について基金は決して頸肩腕障害と
いう診断については否定していない。
そのかわりに、発症要因としてかな
らずいくつかの理由らしきものを示
している。問題点はいくつもあるが、
二、三にしほると、第一に「素因」
としてもち出している既歴等が、
頸肩腕障害の一般的な発症原因とし
て妥当性があまりに小さいことであ
り、もう一つ重大であるのは、既歴
等についての事実認定が全く無茶
苦茶だという点である。

被災者Aの保母の場合「肝臓、じ
ん臓に既歴があり」これが素因と
かわらず、基金支部は「昭和五一年

障害の医学的関連はない。B保母の場合は「体格が小がらな方である・・・貧血等の既応歴も有する。・・・右手に症状が限局していることなどから、家庭における育児等の負担および素因による発症」とあるが、彼女は一度立ちくらみがしたと主張しただけで貧血はない。また親と同居で本人は家事をあまりしていないというのが事実である。まして、小がらであることと頸肩腕の因果関係はまさに新説である。C保母の場合「ツイ間板ヘルニア、神経性胃炎、胃腸力タル等の既応症が・・・」とあるが、ヘルニアと業務との関連が無視されているのは特におどろくにあたらないが、胃腸力タルなど本人は患つたことがない。まして、これらと頸腕の因果関係となると論評にも値しない。最後に、D保母の場合「体格が小がらな方であり、視力も悪く、足の関節炎の他に結膜炎、気管支炎等があり多病である・・・」とあるが、体格以外はウソである。

本人は視力は一・五と一・二で、多病どころか学生時代は皆勤で何回か表彰されている。因果関係には触れない。

以上四点にわたって争点(?)らしき問題について具体的に検討を加えてきたが、個々に重大な問題を抱えていることは事実としても、全体として明白なのは基金支部が頸肩腕障害という職業病および保母の労働実態について理解しようという姿勢が全くないことである。馬耳東風、のれんに腕おしというようなことわざがまさに合致していると言わざるを得ない。今回の審査会は我々にとって極めて貴重な体験であったが、市職民生局支部とともに全面的な闘いを、当局および基金に対してかまえるを得ないだろう。

保育労働者の 職業病を 克服するために

・・・・・頸肩腕障害篇

発行・大阪市職労民生局支部

入門用テキスト
学習会に最適!!

A5版 33ページ

申し込みはセンターへ

協力・関西労働者安全センター

・(医)南労会 松浦診療所

第10回フィールド合宿に

最高の参加者 (14大学57名)

・第2回全国フィールド合宿 中間報告・

'83 フィールド合宿実行委員会

第十回南大阪・尼崎フィールド合宿は、関西労働者安全センター、松浦診療所、阪神医生協、そして全港湾・全金をはじめとする労組・労働者の協力をえて、去る七月二〇日～二三日の三泊四日で大阪港湾福祉センターを拠点に行われた。新たに参加者のあつた滋賀医大、広島大、高知医大を含めた医学学生を中心に十四大学、五七名の学生が、南大阪の地に集まつた。

初日には、全港湾関西地本書記長の平坂春雄氏の講演、第二日・第三日には、班にわかつてのフィールド活動および、松浦診療所健診部、職員、安全センター、全港湾米運分会と参加者との交流会、最終日には安全センター事務局長榎本祥文氏、松浦診療所医師・松浦良和氏の講演、班別討論、全体討論が行なわれた。

平坂氏の講演は、尼崎製鋼以来の自らの闘いの歴史から、現在の港湾の合理化等の問題点へと話された。なかでも、印象的だったのは、港湾労働者の登録制度が始まつたときの神戸港における日雇労働者の組織について職業安定所で四千人の労働者をバックに交渉した場面をその当時の状況をほうふつとさせる話や港湾年金の受給平均期間が約三年であるという、厳しい労働のため労働者の命がすりへらされてきたことを雄弁に物語る事実であった。

班別のフィールド活動は、五班に別かれ、米運をはじめとする全港湾

の各分会での体験労働と、職場の見学、労組・労働者との交流が行なわれた。今年から、阪神医生協の協力をえて住民を主体とする地域医療を行う人々との交流ももたれた。

四日目の榎本氏の講演では学生時代の運動から安全センター設立さらには現在へとすすみ現在学生である参加者にとって示唆に富むものであった。松浦氏の講演では安全センターと診療所の協力体制がうまれ現在の形で労災職業病闘争が闘われるようになるまでの経緯が語られた。

総括討論では、学生から自らがどのような位置にあるかを認識し、立場をはつきりさせないと眞の交流はできないのではないかという感想もあつたが、岡山大の参加者から今後の自らの意識の変革を確かめてゆきたいという発言も出た。

最後になりましたが、御協力いただいた労働組合を始め、各団体の皆さんに誌面を借りて心より御礼を申し上げます。

前線から

中谷脳卒中労災

大阪中央

「早期認定求める」 250団体の署名提出

・大阪国保労組・

八月一日、この問題について、署側は一度は業務の過重性を認め

めたものの、医学的所見が弱いことを理由に議論を申し返していたが、七月六日の第九回大衆交渉の時には現場の同僚労働者の厳しい追及で「単に文書で読むのと実際に話を聞くのではかなり違つており、前向きに慎重にやりたい」との署長見解が出されている。労組はこの問題をより大きなも

のとするために東地協と協力して団体署名活動を開始し、七月十九日～二二日を中心精力的に地域を歩き、提出時は署名団体数は二五〇に上った。

この七月三〇日で被災者が発作を起して倒れてから丸一年が経過したわけだが、

認定まであと一步と地域の労組はやる気満々である。

東京

針灸制限、社会復帰問題で 「総評被災者対策会議が 労働省労基局と交渉

脳出血で死亡した中谷氏の労災認定問題で通算で十一回目の交渉を行うと共に、

早期労災認定を要請する団体署名を提出した。また、新たな資料として昨年七月の被災直前の状況についての申立て及び二通目の医証もあわせて提出した。

七月一九日、熱海での全体会の討議をふまえ、労働省労働基準局長との交渉が行なわれた。吉岡総評副議長をはじめ、単産、被災者団体の代表一〇数名が出

ることが明らかにされたが、針灸ゆう治療制限については、三七五号通達を変える考えはないこと、労災打ち切りは地方局の判断で行つていると回答し、前進はみられなかつた。

交渉時間は短時間であり、充分な話合いもできずに、再度交渉をもつことを約束して終了した。

席し、針きゅう治療制限問題、社会復帰問題について交渉が行なわれた。

交渉時間は短時間であり、再度交渉をもつことを約束して終了した。

せせかわ

大阪

原発被ばく岩佐訴訟

12年ぶりの証人(唯一の目撃者)

六回へ持ちこし……

七月二〇日、大阪高裁にて岩佐訴訟の第十回法廷が開かれた。今回は、十二年ぶりの証人として、原告スコミでも大きくとり上げられ、注目の法廷となつた。

この証人は、問題の一九七一年五月二七日の作業時に、岩佐さんの助手として現場に立ち合つた渡辺道治さんで、去る四月二二日の本人尋問法廷においてその所在の判明が原告側より明らかにされたものである。

しかし、法廷に渡辺氏は現われず、十一月二日一時よりおり、これをめぐる今後

前号「焦点」で取り上げたように、放射線被ばく線量基準の大幡な改悪の動きが既に進行中となつていて、岩佐さんの当時の上司も次回に証言することになつた。回に証言する事になつた。

七月に入つてこれに対する反対運動が開始され、七月九・十日に開かれた全金の全国安全活動交流集会の放射線被ばくに関する分科会では「原発出張における放射線被ばく防止基準協定」について討論され、この秋に全国的に取りくむことを決定した。また、「基準緩和反対」の特別決議を

の動きが注目されるといふである。

**被ばく基準改悪阻止
前に開始される!**

七月二七日には、岩佐訴訟を支援する会、全金大阪地本安全対策部、反原発科学者連合の主催で学習集会が開かれた。集会では、改悪案については科学的な裏づけが存在しないこと、原発の運転費用を節約するために出されたものであることが報告された。約三〇名の参加者は今後、地域や職場での情宣活動に力を入れ、反対運動を行うことを確認している。

**岩佐訴訟控訴審
や11回法廷**

11月22日 P.M.
1:00

大阪高裁二〇二号
法廷

7/16~17

大三回

海

熱

労職被災者対策全国集会 …4団体110名が参加…

七月一六、一七日の二日間にわたり、熱海市で第三回労災職業病被災者対策全国集会が開かれた。東京、

宝塚と全国各地から被災者、労働組合が参加して開催されたが、今年は熱海で開かれ、神奈川、東京の代表を中心に一一〇名、四一団体が参加した。

大阪

労災職業病闘争講座

前期終了す

第一日目は、総評本部の信太氏より基調提起があり、その後、針きゅう治療問題、ソニー労組、補償問題、じん肺同盟、認定闘争、金オリジン支部などの闘争報告が行なわれた。

第三期労災職業病闘争講座は、七月二七日の「労働と精神神経障害」をもつてじん肺同盟、認定闘争、前期一医療編を終了した。今期はこれまでと異なり週一回開講ということですか

市従等の公労協からも参加がみられた。とりわけ、全港湾大阪支部米運分会、七名、大阪市従一五名と組織的な参加も行なわれ、関心の高さが示された。また労金労組は、第三回の「脳卒中・心臓病」に健診で要注意者の組合員が参加し、また第六回一「労働と精神

にした被災者と労組の共闘が必要であることが強調された。

全体集会終了後、労災裁判と補償、認定闘争と打切り問題のテーマ別に分科会が開かれ、翌日一〇時まで

続けられた。その後再び全體集会に移り、分科会のままでがあり、職場復帰を中心とめが行なわれた。とりわけ本集会をふまえて七月一九日に労働省との交渉が予定されており、これをどのようによりくむかに討論が集中した。主には、針きゅう治療制限、労災打切りの不當性を追及すること、被災者の労働復帰、職業ガンに対する対策を講じることなどが決められた。

の年間スケジュールの中に
本講座を組み入れて行なう
という新しい試みもみられ
た。

前期をみた限りは、講座
は安全センターに加盟する
労組の間にしっかりと定着
してきており、重要な活動
の一つになってきた。

後期は、九月二一日より
運動編としてスタートする
が、前期出席者のほとんど
が全期間（前後期合わせて
一二回）通じて受講申込み
をしており、参加状況も前
期と同様盛況であろうと思
われる。

害児施設砂子療育園で働く
労働者であるが、七二年に
腰痛、ケイワンの労災認定
をうけ治療をしながら仕事
を続けていた。しかし七八
年、それまで職業病被災者
は日勤だけというのが慣行
になっていたのにも関わら
ず、岩永さんに夜勤を命じ、
それを拒否したとして解雇

兵福労の岩永さんの控訴審
が開始された。

岩永裁判については機関
誌六月号に既載されている
が、岩永さんは重度心身障
害児施設砂子療育園で働く
労働者であるが、七二年に
腰痛、ケイワンの労災認定
をうけ治療をしながら仕事
を続けていた。しかし七八
年、それまで職業病被災者
は日勤だけというのが慣行
になっていたのにも関わら
ず、岩永さんに夜勤を命じ、
それを拒否したとして解雇

大阪

岩永類扁腕訴訟

・兵庫県社会福祉労組

九月二二日、午前十時

(次回法廷)

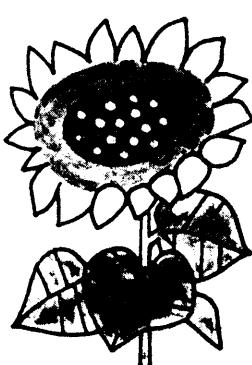
大阪高裁

廷終了後、交流集会を行な
い、今後の闘いの決意を確
認し合った。

では今まで労災認定件数も
一〇〇件以上に及び大きな

問題となつていただけに、
この解雇は、明らかに職業
病被災者に対する弾圧であ
った。

岩永さんは就労闘争を闘
う一方、神戸地裁尼崎支部
に提訴し、仮処分には勝利
したものの、本訴では経営
側の主張のみが認められ敗
訴してしまった。



吹田

針灸習会始まる

大阪市職弘済院支部で、支部内の針きゅう学習会が始まっている。

弘済院は大阪市の福祉施設で、慢性腰痛、頸腕の多発職場といわれている。

（本誌四月号「うちの組合」参照）そうした中で現在九期を数えている労働者針きゅう学習会には古くから参加があり、修了者が約十名を数えるに至っている。

そこで修了者が集まり、復習のための学習会を定期的に行なうことになったものである。七月十九日に二回目



大阪市職弘済院支部で

天王寺

遺族が労災申請

七月七日、大阪市天王寺区の結婚式場でフロント係として勤務しており、今年三月七日クモ膜下出血のため死亡したMさんの遺族が天王寺労基署に対して遺族補償を求めて労災申請を行つた。

被災者は、昭和五二年より同式場に勤務していたが、接客業に共通する精神的負荷が大きく、休日も一定していないこと、更に結婚シーズンにより業務の波が大であることなど、就職時

にあつた軽度の高血圧症を悪化させる要因が業務の中にも多く見出すことができる。また、同氏が発作をおこして勤務しており、今年三月は式場にとつては閑め死亡したことや、三月初めよりフロントの体制が変り、新人四人を被災者が単独で教育しながら仕事をするということも重なり、相当に接客業に共通する精神的負荷が高まつていたものと思われる。

天王寺署は、先に全金協和精工の心不全労災認定問題で、安全センター及び全

結婚式場フロント係の脳卒中死

高血圧に激務加わり発症と

行政姿勢を厳しく追及して
きた署もあり、安全セン
ターとしてもこの申請に対

して全面的にバックアップ
していくことを決めている。

首の筋肉を痛め、その後も
悪化させ、頸部ねんざの診
断で五七年九月に公務災害

否定し、素因によるものと
している。

後ろから抱つかれた際に

支部はこれに対しても全面

化させ、頸部ねんざの診

断で紹介したように、基金の

硬直的姿勢は目に余るもの

マット運動で 首のねんざはしない?[?]

基金審査会へ反論書提出

大阪市職 民生局支部

七月二〇〇日、大阪市職民
生局支部は西成区天下茶屋
保育所の保母の頸部ねんざ
について、地公災基金大阪

提出した。
被災者は昭和五六九年九月
マット運動指導で前転中、

「公務外」の判定を行つて
きたものである。基金の弁
明書によると、「マット運動
とび箱はいずれも保母の通
常動作であること、また子
供がぶつかって首がガクッ
となることも通常考えにく
い」ということで因果関係を

ビック
阪

労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

——労働者と共に歩む医療活動の九年間——

¥ 1500
手料 300円
(冊数に関わらず)

七月の新聞記事まとめ

- 七・二 中国自動車道（岡山）で建設作業員を乗せたマイクロバスがトラックに追突十人死傷
- 七・三 国労の反合闘争に対し国鉄当局が懲戒免職八人を含む七四五人の処分を決定（鹿児島）
- 七・四 ビル清掃員、ゴミ圧縮機のアームにはさまれ死亡（北区）
- 七・五 全国教研（日教組主催）への参加による賃金カットに対し熊本県教組が県を相手どり提訴
- 七・六 局は同社と課長二人を地検に書類送検
- 七・七 昨年のダイセル堺工場爆発事故で大阪労基局は同社と課長二人を地検に書類送検
- 七・八 北炭夕張労組が同鉱の再開発断念の方針を賛成多数で承認
- 七・九 廉油精製工場（東淀川）で爆発事故三人負傷
- 七・一〇 ジャカルタ湾（インドネシア）一帯で水俣病酷似の患者が続出
- 七・一一 益田（島根）の建設省出張所長、災害復旧に疲れ自殺
- 七・一二 ダンプカーにけん引されたエアコンプレッサーカー車がダンプから離脱、暴走し通行人一人死亡、二人重傷（高槻）
- 七・一三 除草剤が染色体異常をひきおこすことが明らかにされる（神戸大医学部）
- 七・一四 厚生省、「健保」給付の引き下げ等医療費削減策の具体案を固める

を全面展開する態勢を作り上げることが必要である。

日に日に強まる

強硬実施の

矛盾

針きゅう治療制限が現実に実施されてから丸四ヶ月が経過したが、労働省が問答無用、強硬実施をねらつているのとは裏腹に、その矛盾は日に日に強まっている。この状態が続ければ被災者を始め、労働組合の憤満が再度爆発しかねない状況となつてきている。

被災者から治療手段を奪うという問題は重大な人権侵害でもあり、決して力で押えこむことのできない問題であることを労働行政に思い知らせねばならない。

前号において、総評北地協が全岩井計算センターの頸肩腕障害被災者の問題について、同氏には慢性肝炎があり、鎮痛のために薬物が投与できず針きゅう不可欠であるため特例として継続を要求したことを報告したが、その後、西野田労基署に対しては農薬中毒の被災者が肝炎（労災）のため針きゅう継続を要求した。

更に、七月四日には総評東地協が労金労組の二名の頸肩腕障害の被災者が、一名はじん炎、他は薬物アレルギーがあるとして特例の申立てを行つた。

これら、いわば緊急避難ともいえ

る申立てに対し、労基署は全く反論することができず「局に上申する」論議、「皆さんの言うことは全くその通りだが、行政官としては上部に言うのが精一杯」等々と全く通達について運送分会は農林省、食糧庁に対し、労働省の治療制限の強硬措置が続けば円滑に米の流通を確保することが困難であり、重大な決意で臨まさるの根柢に自信を失っている現状である。今後闘争を強め、これらの矛盾

訴訟の検討始まる

三七五通達は既に医学的根拠は極めて希薄なものとなつたが、逆に労働省の問答無用の強硬路線が目立つている中で、同通達の違法性について法的に争うことは大いに価値がある。安全センターと共にこの一年

学習を進めてきた若手弁護士グループは、七月六日より訴訟を念頭において本格的な研究を開始した。近くその報告がまとまる予定である。

全港湾米運分会が

農林省に申し入れ

七月十二日、全港湾大阪支部米穀運送分会は農林省、食糧庁に対し、労働省の治療制限の強硬措置が続けば円滑に米の流通を確保することがえない旨の申入れを行つた。関係省庁の今後の対応が注目される。

易物の組合

全港湾大阪支部 大阪石油分会

(西淀川区)

ン車平ボデー一輛で、荷主は共同石油、キグナス石油が主で近畿一円のガソリンスタンドまた工場へと配達しております。人員は社長を含め管理職が八名、乗務員が四一名、整備員二名の計五一名です。昭和五三年三月一日職場から二名が全港湾に加入しました。

減車撤回団争い

組合員が2名から31名へ

当時、キグナス資本は合理化といい減車三輪を会社に通告してきました。職場には全港湾二名、全自運數名、同盟二四名の三労組があつたのですが、キグナス資本は組合を嫌悪して大手の運送会社を入れようとしたのです。同盟組合員は職場を守るためににはまたキグナス資本と闘うに重ねた結果、組合の一本化—キグナス資本と闘える態勢作りをすること

資本を相手には堂々と一步も引かず闘う筋金入りの我が大阪石油分会を、簡単にみなさんに紹介させていただきます。

大阪石油運送の創立は昭和三十五年九月です。当初は親方、子方式の数輌のタンクローリーから始まり、現在では大型ローリー四二輌、四ト

を決定、職場と労働者の生活を守るために強力な闘いをできるのは全港湾しかないとの結論に達し、同盟組合員二三名が、六月七日全港湾に加入したのです。そして、六月八日キグナス大阪支店に当時の関西地方亀崎副委員長、大阪支部華川副委員長、他支部役員、分会員が行き、キグナス資本に団交を申し入れ、減車問題を激しく追及、長時間の交渉後「組合と話し合いがつくまで減車しない」と約束メモを取り、見事に減車通告を撤回させることができました。

その後、全自運からも数名の加入があり分会員も三一名と拡大、労働条件の向上など労働組合としての成果を積み重ねてきました。また、荷主の共同石油に対しても差別配車の抗議など、キグナス石油に対しても先に入れようとした大手の運送会社車輌のスポット編車の件で抗議して、大阪石油を通じて編車をするようによると申し入れたり、内外に活動をしてきました。

悪質な会社の切崩し攻撃の中

で國い抜く15名分会員

しかし、車庫立退き、新車庫土地購入建設資金の投入などから、五四年頃から会社経理の悪化が表面化してきました。全港湾の労働条件が会社を苦況にしている、全港湾は会社をつぶす組合だと経営者としての放漫経営の責任を組合た転嫁する組織攻撃を始め出したのです。そして中

小企業を守ってくれる他労組に入つてくれと、管理職と他労組執行部が分会員宅を説得してまわるという悪質なる支配介入を始めたのです。

分会としても会社と団交、支配介入を抗議して今後このような支配介入は会社の責任において中止すること、分会としても実力行使の強い姿勢で対処すると申し入れました。が全港湾では会社をつぶすことはできません、再建することはできない。資

本投入してくれるあてもある、それも労働条件は下げないと言葉巧みに切り崩されていき、一二名の脱退者や退職していく者が続出して新加入者一名を入れても結果的には十五名となってしまいました。組織攻撃の結果は分会で総括、問題点については反省し、今後の分会運営に役立てさせ、一度との種の攻撃にはやられないことを決意も新たに残った十五名は団結をより固くし、労働者の生活と権利を守る闘いに日夜がんばっております。

重要な労災闘争

教訓

さて労災職業病のとりくみについて、本年一月十日、分会員の突発性高血圧脳症で勤務中に倒れた事故が発生するまでは、消極的だったのが発病的重要性を痛感しました。会社相

手の権利闘争では少数分会ながら、四三輛の車を完全にピケットするなど激しい闘いはやってきましたが、本当の労働者の命を守る運動の根本である労災職業病に運動がなかつたことを深く反省をしております。分会員の突発性高血圧脳症発症直後、分会役員がすぐに支部安全委員会に報告して、安全センター、支部、分会の三者共同調査の結果、労災申請を決定してとりくみを始めました。

二月二八日、西野田労基署に労災認定申請をして、五月九日労災認定となりましたが、決してすんなりと行つたではありません。西野田署は四月十三日本人事情聴取時に、糖尿病の疑いありと根拠のないことを発言しました。この発言に対しても二七日に安全センター、支部、分会数名で説明を求めて署にいくといふ経過がありました。病院側の誤診ということが明らかになりました。

この種の認定は少ないものだと思います。認定は安全センター、支部

分会の三者合同の確信に満ちた調査資料があつたればこそ認定を勝ちとることができたと思います。今後は分会としては労働運動の中でも一番大事な命を守る労災職業病の学習に励み、より強い筋金入りの大坂石油分会となるようがんばりたいと思つています。



合本 関西労災職業病

一五〇号・五〇一一百号
全二巻
一五〇〇〇日

夏期カンパのお願い

関西労働者安全センターは七三年の組織結成より数えて今年は十年目を迎えたわけであります。各位の御協力により組織としての基礎的体制がようやく整い、労働災害職業病との闘いを通じて、労働者の生命と健康という基本的権利を守る闘いを推進する足場が形成できましたと考へております。しかし、財政に關しては年々拡大する経費に収入が追いつかず、会費、機関誌購読料の基礎的収入に加えて各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。

毎年のことでの恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上でありますが、趣旨御理解の上宣しくお願い致します。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

8月号（通巻112号）昭和58年8月10日発行

（毎月一回10日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28